

事業名称	
事業名	道路改築事業
整理番号	25-5
事業の種類	道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備
市町村名	伊那市
箇所名	一般国道152号 栗田～四日市場 (伊那市高遠町長藤)
事業年度	平成23～29年度
事業概要	
目的	バイパス道路の整備により広域交通を円滑化し、かつ、当該区間の車輛や歩行者の安全を確保する。
計画概要 (延長・幅員・面積・工種など)	道路築造工 延長L=1.5km 道路幅員W=10.25m 車道幅員W=6.5m
関連する事業計画	特になし
その他特記事項	特になし
関係法令等の規制	
自然環境保全地域等の指定状況	なし
土地利用規制の状況	河川法の河川区域または河川保全区域 砂防法の砂防指定地
その他	なし
環境要素	
環境配慮の方針	
大気環境	資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。 土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。 排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。 低騒音・低振動型の建設機械を採用する。 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。
水環境	沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点及びすでに汚染が著しい地域等への排水を出来るだけ避ける。 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 水田や地下水・湧水を保全する。 地下水を使用しない又は使用量を削減する。 河川においては下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。
地形・地質	地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変を出来るだけ避ける。 工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。 工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。
野生動植物	自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。 動物の移動経路の分断を出来るだけ避ける又は新たな移動経路を確保する。 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。 表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。 自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。 重要な動植物の生息等に関する情報が得られた時は、現地状況を確認するほか必要に応じ環境保全研究所などの意見を聞き対策を検討する。
景観	工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。 樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。
自然とのふれあい	不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変を出来るだけ避ける。
文化財等	原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地を出来るだけ避ける。
廃棄物・建設残土	建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 LED照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。
日照障害・電波障害・光害	照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物(魚類)	藤沢川流域には、イワナやカジカ、アマゴなど希少魚類が生息している可能性がありますので、道路工事の排水が河川に流れ込み、環境に影響を与えることがないように配慮を行ってください。	濁水・汚水の発生を抑制するとともに、河川に直接流れ込むことがないように努めます。
2	文化財等	事業箇所における埋蔵文化財の包蔵地の有無について、当該市の教育委員会へ照会し、該当する場合は適切な保護について協議を行ってください。	工事着手時に伊那市と現地確認(立会)を行うほか、埋蔵文化財の適切な保護について協議を行います。
3	日照障害・電波障害・光害	事業箇所において照明施設等を設置する場合は、植物への影響が少ないものにするなど環境配慮を行ってください。	近くに水田がある交差点に道路照明を設置する予定であるため、稲の生育に影響の無いように配慮します。